

第120回広島2人デモ

2015年1月2日(金曜日) 18:00~19:00
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です



There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」
世界中の科学者によって一致承認されています。

黙っていたら
“YES”と同じです

広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日からはじめたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ学び、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシをご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちが素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にいただければ幸いです。

原発再稼働に許可を出すのは他ならぬ 私たち1人1人です

法体系もそれを支持しています

原発再稼働に発言権がないなどはトンデモない話です

本日のトピックはチラシ裏面 16 頁をご覧ください

原発再稼働、クリアすべき難関は突破したのか？

新年明けましておめでとうございます。正月2日から原発の話、というのも無粋ではありますが、なにしろ緊急事態なのでご容赦願います。(実際に2015年の1月2日の今日も日本は東電福島第1原発事故による原子力緊急事態宣言中です。世の中の多くの人はお忘れかも、あるいはその意味をもともと理解していないかも知れませんが…)

表1はダイヤモンド社のビジネス情報サイト『DIAMOND ONLINE』に掲載してある「川内原発再稼働で“ドミノ倒し”は起こるのか 九州電力に求められる“脱・お墨付き文化”」と題する論評記事の抜粋です。日付は2014年11月13日ですので、伊藤祐一郎鹿児島県知事が川内原発再稼働に関して“まぼろし”の「同意宣言」を行って約一週間後ということになります。

原発関連記事に限りませんが、経済もの、ビジネスものに関しては、一般主要新聞・共同通信配信記事の劣化ぶりは甚だしく、「こんなものを経済面によく堂々と掲げるな」みたいな記事が圧倒的です。そこへいくと「週刊東洋経済」や「ダイヤモンド社」、あるいは日本経済新聞、一部業界紙誌の関連記事はなかなか的確で参考になります。単に立場・視点が「原発推進」というだけに過ぎません。一つには読者の目が肥えていて、いい加減な記事では通用しない、という要因もあるのでしょうか。

表1に引用した記事でも、原発を巡る現状把握は割と的確で、川内原発の再稼働に関し「現在も工事計画の審査や保安検査(正しくは保安規定審査)、その先の使用前検査などが続き、実際に原子炉が動き出すのがいつになるかは、来年以降という以外はつきりわからないからだ」としています。「原子炉設置変更許可」やその審査書案が出た段階で、「再稼働は年内」とか「2015年年初明けにも」と書き飛ばす一般紙とは一線を画した冷静な記述です。また、この記事は、

「さらに、再稼働できなくなるケースも考えられる。現在提起されている訴訟で、再稼働を差し止めるような判決や仮処分(命令)が出た場合だと、「規制基準適合」「地元同意」といったプロセス以外の要素にもちゃんと視線を送っています。この判決や仮処分命令、というのは2014年5月に出された「大飯原発運転差し止め命令」を出した福井地裁判決や12月に申し立てが行われた「大飯・高浜原発運転差し止め仮処分命令」のことを指しています。司法判断が原発再稼働にとって最大のリスクとなるかも知れないことを指摘した個所で、これはそのまま「再稼働阻止の手段は訴訟のみか」という記事で見出しにもなっています。しかしその「ダイヤモンド」記事も、

表1 ダイヤモンド・オンラインニュース 抜粋

ニュース3面鏡

【第20回】2014年11月13日

川内原発再稼働で“ドミノ倒し”は起こるのか 九州電力に求められる「脱・お墨付き文化」

再稼働阻止の手段は訴訟のみか

今回の再稼働に至る過程では、審査基準が新しくなったため、国や九州電力は手探りで進めていたという。今後、九州電力の玄海原発などの再稼働が進むのではという見方があり、その際に今回の川内原発のケースが参考にされることはあるだろう。ただし、「相当慎重に行うことには変わりはなく、申請や地元に対する説明などの期間や手続きが、川内原発のケースより短くなることはないのではないか」と、21世紀政策研究所研究主幹の澤沼裕氏は話す。

九州電力は、電気料金原価に占める原子力発電量の割合が一時約40%近くあり、電力9社のなかでも関西電力に次いで高い。再稼働へ進み出したことは経営状況にプラスだが、依然として辛い状況に変わりはないだろう。

なぜなら、現在も工事計画の審査や保安検査、その先の使用前検査などが続き、実際に原子炉が動き出すのがいつになるのかは、来年以降という以外はつきりわからないからだ。

かつては定期検査で稼働停止した後、再稼働へ向けた使用前検査などは1カ月などのだいたいの目安があり、将来予測ができた。しかし今回は手探りで、実際にいつ発電を始められるのか、未だ見通しは立たない。

さらに、再稼働ができなくなるケースも考えられる。現在提起されている訴訟で、再稼働を差し止めるような判決や仮処分が出た場合だ。ただ、現在のところは原発再稼働を進めるために定められた制度や手続き上、クリアすべき関門の多くは突破した状況にある。

(ダイヤモンド・オンライン編集部 片田江康男)

【参照資料】ダイヤモンド・オンライン「ニュース3面鏡」2014年11月13日
<http://diamond.jp/articles/-/62073>
<http://diamond.jp/articles/-/62073?page=2>

「ただ、現在のところは原発再稼働を進めるために定められた制度や手続き上、クリアすべき関門の多くは突破した状況にある」と書き、「原発地元同意」という再稼働に関する「最大リスク」のことはほとんど問題にしていません。日本の原発は、この記事の指摘するように「クリアすべき関門の多くは突破した状況にある」のでしょうか？

繰り返しますが、30km圏地元同意は再稼働の法的要件です

1頁「ダイヤモンド」記事で、「クリアすべき関門の多くは突破した状況にある」とした点に大きな疑問符を呈しておきました。この記事の筆者が「最大の難関」を全く見落としているからです。その「最大の難関」とは「原発30km圏地元自治体同意」です。現在の「原子力災害対策指針」の規定に従えば、「概ね30km圏」に属する自治体の「再稼働同意」です。

現在朝日新聞をはじめとする日本の大手マスコミは、経産省・電力会社の宣伝に従って、原発再稼働にあたっては「地元同意は法的要件ではない」としています。**（その経産省や電力会社も国会の誤魔化しの効かない質疑では、規制委員会ととも30km圏地元同意が法定要件であることをしつこく認めています）**

そのマスコミも、「地元同意は法的要件ではない」ことの根拠を示していません。それもそのはずです。根拠がないので示すことができません。

それでは「30km圏地元同意は再稼働の法的要件」とはどんな法的根拠があるのでしょうか？それを今回チラシで詳しく見ましょう。現在の原子力規制法体系が不備を抱えているため、やや錯綜した関係とはなりますが、3頁表2をご覧ください。

「国民の生命、健康及び財産の保護」が法体系の第一目的

福島原発事故以降、日本の原子力規制法体系は劇的に変化しました。それまでの「原子力平和利用」一本槍の法体系の目的から、「国民の生命、健康及び財産の保護」を第一の目的とすることになったのです。たとえば、原子炉等規制法はその第一条（目的）で「…必要な規制を行い、もって国民の生命、健康及び財産の保護」を目的とすると謳い、次に「環境の保全」そして「我が国の安全保障に資する」と「安全保障」は第3位の目的に格下げされました。**（表2法律条文参照のこと）**

また2012年福島原発事故を受けて新たに作られた「原子力規制委員会設置法」でも、その任務として真っ先に「国民の生命、健康及び財産の保護」を掲げています。2013年6月に最終改正された「原子力災害対策特別措置法」でもその第一条（目的）で「原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする」と述べ、一言でいえば日本の原子力規制法体系は「日本のエネルギー政策の発展に資する」ことよりも「国民の生命、健康及び財産の保護」を第一の目的とすることに大転換したのです。このことをまず念頭においてください。

伊藤鹿児島県知事の暴言と沈黙を守るマスコミ

話は変わりますが、2014年11月7日伊藤鹿児島県知事が、九州電力川内原発再稼働の「同意表明」を行った記者会見の時、「国民の命を守れ、いかにも原発を稼働させると国民の命を守れないようなプロパガンダが行われています」と述べました。**（まぼろしの第115回広島2人デモチラシ8頁表5-2「伊藤鹿児島県知事記者会見抜粋」2014年12月14日参照のこと）**

私とすれば「おのれ！言いたいことを言いおって！」と大いにむかつ腹を立てた個所ですが、冷静に考えてみて、「原発を動かすと国民の生命、健康及び財産を守れなくなる」、少なくともその恐れがあると考えるのは、なにも為にするプロパガンダでもなんでもなく、今や日本の原子力規制行政が第一の目的に置くテ

マです。伊藤知事の発言は暴言というだけでなく、依然として「原発安全神話時代」そのままの伊藤知事の頭の中身をさらけ出したものといえましょう。極めて危険です。

それ以上に私が驚いたのは、この伊藤知事の暴言を前にして、その真意を確かめようとしたり、この発言をとがめようとした記者が1人もいなかったことです。日本のマスコミの劣化という以上に、日本のマスコミはジャーナリズムとしての機能を完全に終え、権力のPR・宣伝機関に墮している、と改めて感じました。

5層の深層防護が規制基準の基本

さて話を元に戻します。

「国民の生命、健康及び財産の保護」を第一の任務として現在の原子力規制委員会設置法が成立し、その設置法にもとづいて設立された原子力規制委員会の第一の任務が法的には「国民の生命、健康及び財産の保護」であることは当然の話でしょう。そして、この目的を達成するために**（あくまで法的な話ですが）**、規制委は「実用発電用（原発）規制基準」を決定、施行しました。

従って規制基準の眼目が「国民の生命、健康及び財産の保護」を第一の眼目としていることは当然でしょう。**（あくまで法的な話です）**

ところで、規制基準は、福島原発事故を踏まえ、原発はシビアアクシデント**（苛酷事故）**を起こす可能性があることを前提に、またその苛酷事故発生を防止することを中心に構築されています。**（実際にそうかどうかは別の話で、あくまで法的な話です）**

そしてその目的を達成するために、「深層防護の手法」を基本にすえ、その考え方をIAEAで基準をお手本にして、「5層の多重防護」を採用しました。**（表2「5層の多重防護を採用」を参照のこと）**「5層の多重防護」は規制基準を支える基本中の基本の考え方であり手法です。当然規制基準は5層の多重防護を中心に組み立て、規制委員会がチェックし、また原発を審査します。

5層の多重防護の考え方では、各層が独立して機能し、その目的達成のために相互依存しないことになっています。苛酷事故が発生し、4層までの手段が破れ、5層だけに依存しなくてはならなくなった時、5層は独立して機能し「国民の生命、健康及び財産の保護」の目的を果たさなくてはなりません。**<4頁につづく>**

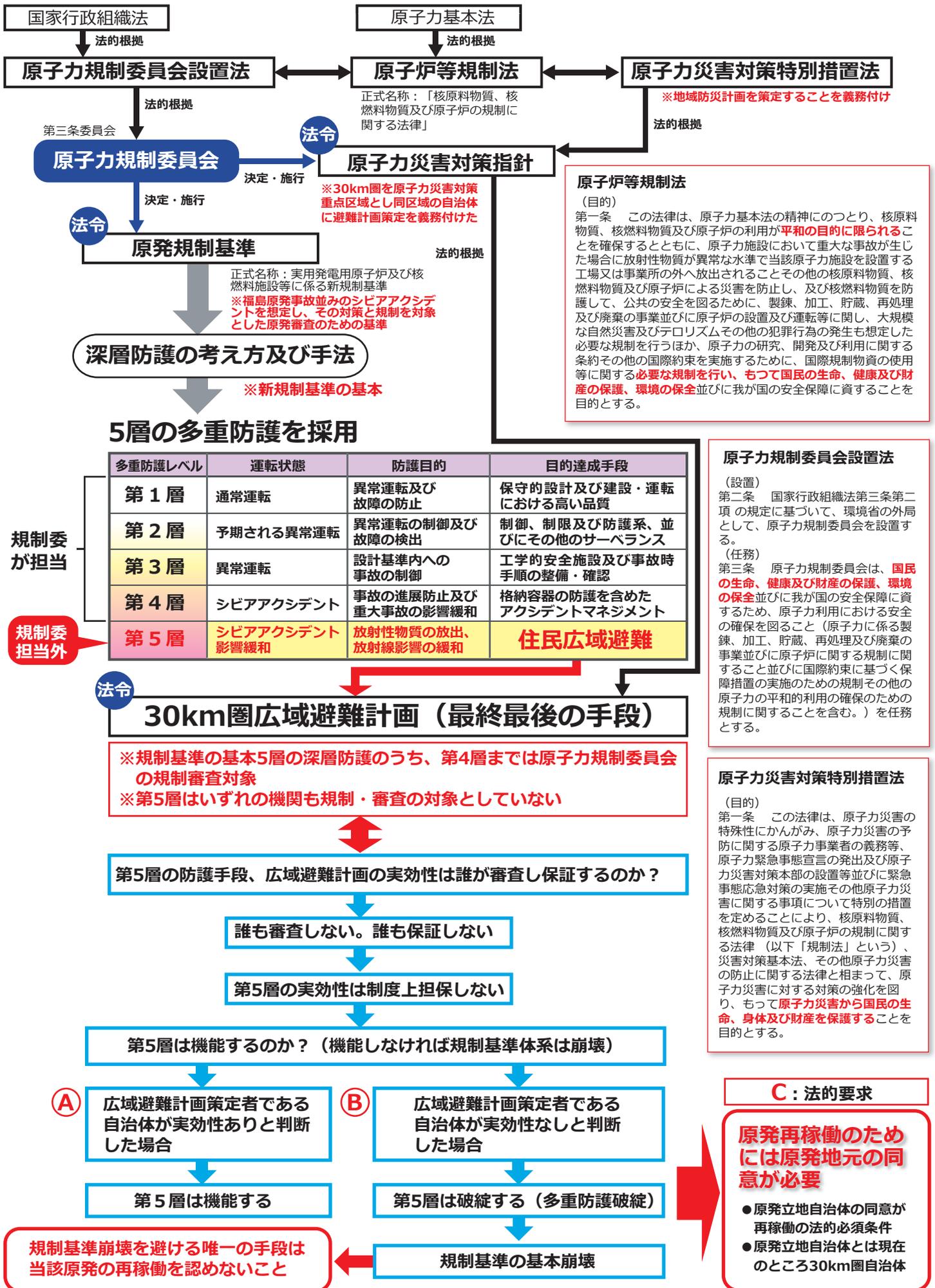


【参照資料】伊藤鹿児島県知事記者会見 2014年11月7日 記者会見動画（全録）
<https://www.youtube.com/watch?v=NgCEZs4dvQA>

朝日新聞コイケ記者の質問に答えて「原発再稼働にあたって地元同意は法的要件になっていない」と明言する伊藤鹿児島県知事。この日の記者会見でのマスコミ各社の質問は、的を外れた質問ばかりだった。中には、伊藤知事に迎合するような質問も見られた。また、毎日新聞のツシマという記者などは、質問に先立って「お疲れ様です」と挨拶をし、まるで伊藤知事と仲間であるかのような印象を持たせるなど、マスコミ各社の報道機関としての劣化をうかがわせるに十分だった。

表 2

再稼働地元同意の法的仕組み



「広域避難計画」は誰も審査、許可・認可しない

ところで5層における「目的達成手段」は「住民広域避難」しかありません。そのためには「広域避難計画」が必須となります。避難計画がなければ「広域避難」は独立して機能しないからです。「広域避難」は「5層の多重防護」の目的達成手段、それを機能させるためには「広域避難計画」が必須、という関係になります。繰り返しますが私はここで法的仕組みの話をしているのであって、実際の話をしているわけではありません。

ここで非常に奇妙なことが起こります。「5層の多重防護」のうち第4層までは、規制委員会が規制基準を作って事業者が申請する原発が、基準に適合しているかどうかを審査し、許可・認可する仕組みになっています。ところが、「最終最後の手段」である「広域避難計画」は、だれも審査し許可あるいは認可する仕組みがないのです。

一応原子力災害特別措置法に基づいて、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を施行し、「広域避難計画」ないし「避難計画」は当該自治体が策定することが義務づけられています。肝心の「避難計画」は誰も審査・許可ないし認可する仕組みがないのです。これでは最終最後の防護手段である「避難計画」が本当に機能するかどうか、いかにすれば実効性のある避難計画なのかどうか誰も担保しない、ことになっているのです。

「第5層がそっくり抜け落ちている」

東電柏崎刈羽原発を抱える新潟県の泉田祐彦知事が「現在の規制基準からは第5層がそっくり抜け落ちている」と厳しく批判しているゆえんでもあります。関係箇所を引用しておきます。

「**日本外国特派員協会での**」記者の質問：田中（原子力規制）委員長がよくいう言葉で、日本の原発の安全基準（正確には規制基準）は世界で最も厳しいものだ、最も強固なものだという風言っているそうだが、今の知事の話の聞いていると事実と異なるということなのか？もしそうならこの安全基準があまり丈夫じゃないということなんだろうけれど、それは東電の、（新潟県）地域にある原発についてだけ言っているのか、それとも全国のすべての原発についての指摘なのか？

泉田知事：私は新潟県知事ですので、あくまでも県内にある柏崎刈羽原子力発電所の関係でどういうことになっているのかという評価の発言をさせていただいております。日本の新規制基準はIAEAの深層防護の基準、第5層がそっくり抜けていますし、



【参照資料】日仏共同テレビ局フランス「泉田祐彦「新潟県知事」記者会見 2014年10月15日」
<https://www.youtube.com/watch?v=kHPm1JSVOJE&feature=youtu.be>

4層についても不十分ということです。法令の手当てがなされていないので、世界最高水準の規制ではないと考えています」（外国特派員協会における新潟県泉田祐彦記者会見 2014年10月15日）

避難計画の実効性は当該自治体が判断

泉田知事の指摘のように、第5層はいわばお飾り、実効性ははじめから期待できない、ということなのですが、これは実際の話。法的にはどうなのかというと、第5層の主たる防護手段は広域避難計画。その避難計画が機能するかどうか（**実効性があるかどうか**）

は、誰も審査しない、誰も保証しない、ということになります。しかし、もし第5層が機能しないということになれば、「5層の深層防護」という手法は機能しないということになり、「深層防護」を基本とする規制基準も破綻してしまうことになります。（あくまで法的な話です）

規制基準の破綻を回避するためには、あくまで避難計画が実効性ありと判断されなければなりません。それは誰が判断するのかというと、避難計画を策定した当該自治体ということになります。現行法体系ではどうしてもそうなります。

従って、表2「第5層は機能するのか？」の設問で、Aの場合、すなわち「広域避難計画策定者である自治体の実効性ありと判断した場合」は、第5層は機能することになり、当該原発は再稼働の法的要件を満たすことになります。

それでは、B「実効性なし、機能しない」と当該自治体が判断した場合には、第5層が破綻し、ひいては規制基準自体が破綻することになります。これを回避するためには、当該自治体が「実効性なし、機能しない」と判断した場合には、当該原発の再稼働は認められない、これが法的要求である、となります。「避難計画の実効性」以前に、当該自治体が当該原発の再稼働そのものに反対した場合にも、避難計画以前の問題ですから、これも法的には再稼働できない、という結論になります。

30km 圏自治体同意は絶対法的要件

これをまとめて言えば、表2「C. 再稼働の法的要求」に見られるごとく「原発再稼働のためには原発地元の同意が必要」となります。

ところでここで問題なのは、「原発地元」の範囲です。避難計画を「原発地元」に義務づけた法令は「原子力災害対策指針」（2013年9月5日全部改正）であり、災害対策指針は「30km圏（UPZ圏）の自治体」にすべて避難計画策定を義務づけていますから、「原発地元は30km圏の自治体」、従って再稼働には「30km圏自治体の同意が法的要件」となります。

現在原子力災害対策指針は改正が検討されていますが、もし改正されて、避難計画策定が30km圏からさらに拡大すれば、拡大した自治体を含んで、「同意を必要とする地元」の範囲が拡大することになります。

以上のような流れを衆議院原子力問題調査特別委員会で、原子力規制委員会委員長の田中俊一氏や、電力会社代表の東京電力姉川尚史常務を相手に確認した質疑が、2014年11月6日の民主党菅直人議員の質疑、ということになります。（第119回広島2人デモチラシ表9「衆議院原子力問題調査特別委員会 2014年11月6日 菅直人議員質疑抜粋」参照のこと）

30km圏地元同意は原発再稼働の絶対法的要件なのです。



【参照資料】衆議院原子力問題調査特別委員会 2014年11月6日 菅直人議員質疑動画より
<https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I>

旧立地自治体概念に基づく原子力安全協定

さてここで原発立地自治体と電力会社が結ぶ「原子力安全協定」なるものの本質を見てみましょう。これは福島原発事故前から電力会社と自治体の間に見られた協定で、要するに安全協定を結べば、原発に関する情報を提供しますよ、なにか大きな動きがあれば報告しますよ、場合によっては重要な動きがある前には事前に了解を求めますよ、といった項目について協定を結びましょう、とする内容を持ちます。

冷静に考えてみれば、こうした協定を結ぼうが結ぶまいが、原発という住民の生活に対して重大なリスクを持つ設備に関する情報を提供・報告し、電力会社は様々な動きに関して了解を求めるとは当たり前のことですが、原子力安全協定を自治体差別の道具として使ってきたのです。こうした協定の存在自体が、電力会社の思上がりを示す以外のなにものでもありません。

特に福島原発事故以降、現在の原子力規制法体系になってからは、再稼働に関しては、前述のごとく少なくとも「30km 圏」自治体の同意がなければ再稼働できないことが法的要件になっていることを考えれば、原子力安全協定自体が「無意味化」されることが考えられます。ところが現在でも原子力安全協定を電力会社は結びたがるのです。それは、旧法体系に基づく「原発立地地元」概念を固定化できるというメリットがあるからです。

表3は中国電力と、島根原発が直接位置している松江市及び立地県である島根県との3者協定による「安全協定」の一部抜粋です。第6条では、様々な計画に関して「事前了解を得るものとする」とあります。原発再稼働にあてはめてみれば、再稼働にあたって、中国電力は「島根県及び松江市」の事前了解が必要となるわけです。原発推進自治体である松江市や島根県の「事前了解」とはこれは一種の茶番劇ではありますが。

一方表4は、30km 圏自治体である米子市と境港市、それを包摂する鳥取県と、中国電力の4者協定による安全協定の一部です。同じ第6条を見てみると「…定めるとことにより報告する」となっています。これを島根原発の再稼働にあてはめてみると、中国電力は島根原発の再稼働にあたって鳥取県、米子市、境港市には「報告」だけでよく、事前了解は必要ない、こととなります。

つまり、中国電力は同じ30km 圏の自治体に対していまだに、旧法体系による自治体概念を適用して、差別をつけているのです。

もっとも鳥取県の方も十分に研究済みで、こうした電力会社の旧法体系による差別は、現法体系では効力を持たないことを十分承知です。中国電力が島根原発2号機の再稼働申請をするのは2013年12月25日ですが、それに先立って協定に基づいて鳥取県などに「申請」の「事前報告」をします。図1はその中国電力の「事前報告」に対する鳥取県の回答です。中で鳥取県は「申請はもちろんのこと、原子力規制委員会や中国電力から基準規制適合性審査の結果の説明を受けた上で、鳥取県の対応を決める」とし(図1の1を参照のこと)、「再稼働に関しては、鳥取県・米子市・境港市を島根県・松江市と同等に扱うこと」を要求しています。(図1の2を参照のこと)

鳥取県は、30km 圏自治体の「同意権」を盾にとり、さもなくば、再稼働に同意しないぞ、反対を表明するぞ、と現行法体系の枠組みで中国電力と互角に渡り合っているわけです。

鳥取県のように「原発安全対策」の専門家を抱えて本格的な研究を行っている自治体は、自分の強みを活かすことができます。そうでない自治体の場合は、「周辺自治体には再稼働に関して発言権がない」というマスコミ報道を鵜呑みにして、いまだに右往左往しているのが現状です。現実には少なくとも30km 圏自治体には発言権どころか「拒否権」があるのですが。

表3 【島根県】 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定 抜粋

島根県 (以下「甲」という。)、**松江市** (以下「乙」という。) 及び**中国電力株式会社** (以下「丙」という。) は、丙が松江市に設置する**島根原子力発電所** (以下「発電所」という。) の周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

(計画等に対する事前了解)
第6条丙は、発電所の増設(既存の設備の出力増加を含む。)に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画について**事前に甲及び乙の了解**を得るものとする。

※赤字は当方による強調

【参照資料】 島根県 Web サイト
http://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/genshiryoku/kyoutei.html

表4 【鳥取県】 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定 抜粋

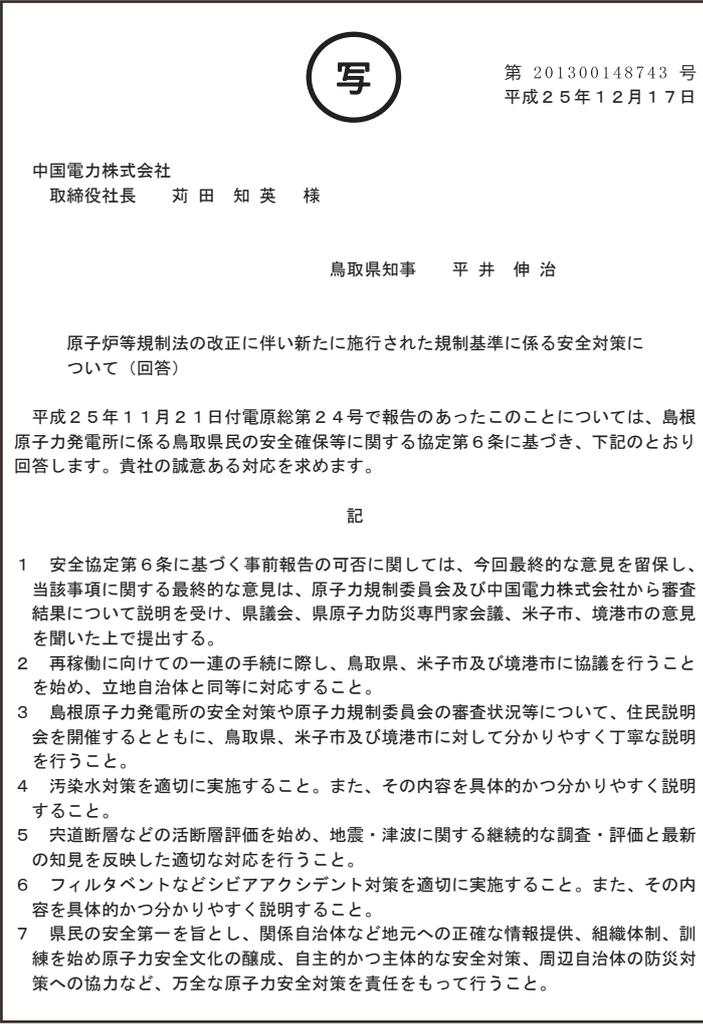
鳥取県 (以下「甲」という。)、**米子市** (以下「乙」という。)、**境港市** (以下「丙」という。) 及び**中国電力株式会社** (以下「丁」という。) は、丁が設置する**島根原子力発電所** (以下「発電所」という。) に係る**鳥取県民** (以下「県民」という。) の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

(計画等の報告)
第6条丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別定めるところにより**報告**するものとする。

※赤字は当方による強調

【参照資料】 鳥取県 Web サイト
<http://www.pref.tottori.lg.jp/176207.htm>

図1 島根原発2号機 規制基準審査申請時の中国電力に対する鳥取県の回答



【引用典】 鳥取県 web サイト「新規規制基準適合性確認申請の事前報告に対する中国電力への回答」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/224635.htm>

「30km圏自治体同意権」より安全協定を重視する毎日新聞

さて、以上見たように「30km 圏自治体」が同意しなければ当該原発は再稼働できない法的定めになっていること、また電力会社と自治体との安全協定は、旧原子力規制法体系における「原発立地自治体概念」を固定化する狙いを持つものであること、新潟県などの原発立地県のように原発問題の専門家を抱えている自治体や、原発立地県ではないが、鳥取県や滋賀県のように例外的に専門家を抱えている自治体以外の多くの自治体は、その情報源を政府やマスコミ報道に依存しているのが実態です。**(たとえば私の住む広島県ですら原発問題の専門家は1人もいないのです)**

そうした諸点を念頭において図2の毎日新聞の記事をご覧ください。これは福島原発事故前の記事ではありません。歴として2014年12月16日づけの記事です。

この記事の中で、関西電力高浜原発に、原子力規制委員会から「原子炉設置変更許可審査書案」が出されたことを受けて、「立地及び周辺自治体に対してアンケートを行った」というのです。そのアンケートは「周辺自治体に対して関電と“立地自治体並み”の安全協定を結ぶべきかどうか」というものでした。

ここまでお読みになった皆さんは、この毎日新聞のアンケート自体が、地元自治体概念を旧法体系へ逆行させる時代錯誤的な意図をもつものであることが了解されるでしょう。またさすがに「原発銀座」のお膝元、「30km 圏自治体同意権」への理解が進んでいると見えて、この毎日新聞の意図に乗せられている自治体は皆無のようです。中には市域がすっぽりと高浜原発の30km 圏に入っている京都府舞鶴市のように、このアンケート自体に対する回答を拒否(図2の回答状況の舞鶴市の項参照の事。毎日新聞は“無回答”としていますが、舞鶴市はその立場を高浜原発再稼働に関連づけて説明していますので“無回答”という表記はないでしょう)、そのかわりに舞鶴市は「高浜原発のPAZ(5km 圏)に位置し、緊急防護措置区域(正しくは“緊急防護措置計画区域”UPZ: Urgent Protective action planning Zone。“緊急防護措置区域”は関西電力の用語。舞鶴市が誤りの表記をするはずはないから、これは毎日新聞の表記)に全住民が居住し、(舞鶴市は)特別な地域と考える」と頭から差別を目的とする安全協定のことなどは全く問題としていません。

安全協定など今や誰も問題にしない

滋賀県は「現時点では再稼働を容認できる環境にはない」と二ベもありません。また原発立地県外で唯一 PAZ(5km 圏)自治体(舞鶴市)を抱える京都府は、毎日新聞によれば「少なくとも安全確保について意見を述べるようになることが必要」と回答したとのことですが、これは現在の広域避難計画の実効性について大きな疑問を呈したコメント、と読むことが可能です。

その他の自治体も、「周辺自治体に対して関電と“立地自治体並み”の安全協定を結ぶべきかどうか」という質問に“イエス”と答えてはいますが、理由はむしろ原子力災害対策指針に基づくUPZ 概念を押し出して、今さら電力会社との安全協定はほとんど問題にしていなほど、現行法体系が定める「原発立地自治体概念」への理解が進んでいることが窺えます。

すっかりあてが外れた毎日新聞は、この記事の最後で、やはり有名な原発推進学者の住田健二氏を登場させ、「周辺自治体が安全協定を求めるのは当然の権利だ。ただ、どれだけの権限を持たせた協定にするかは個別の議論が必要だ」といわせてお茶を濁しています。

「どれだけの権限を持たせた協定」もなにも、原発は30km 圏原発地元自治体の同意がなければ再稼働できないのです。

毎日新聞		
「立地自治体並み」安全協定締結への賛否とその主な理由		
福井県	小浜市	○ その他 準立地市町連絡協議会を中心として協定を求めている
	おおい町	× 歴史的経緯の違いから、立地自治体以外の協定締結には反対
	若狭町	○ どちらでもない 地元同意は立地自治体と準立地自治体が望ましい
京都府	京都府	○ 全国で唯一、立地県以外で予防防護措置区域(PAZ、5km 圏内)に府域が含まれている
	舞鶴市	○ 無回答 高浜原発のPAZに位置し、緊急防護措置区域(UPZ)に全住民が居住し、特別な地域と考える
	宮津市	○ 再稼働する場合、稼働責任者としてUPZ圏内の全関係自治体に審査内容などを十分に説明して理解を得て、安全確保にかかる意見を述べられる体制をつくるべきである
	綾部市	○ 過酷事故が起これば、立地自治体同様に大きな被害が及ぶ恐れがある
	福知山市	○ 原発事故の際の放射性物質の影響は、立地自治体にとどまらない
	南丹市	○ 事故時の影響は立地自治体にとどまらない
	伊根町	○ どちらでもない 無回答
滋賀県	京丹波町	○ 万が一の事態に備えた地域防災計画(原子力災害対策編)を策定し、立地自治体同様に対策を講じている
	滋賀県	○ 災害に県域はないため
	高島市	○ 福井県内の全原発からUPZ圏内に入っており、原子力災害は住民生活や地域経済活動に大きな影響を与えるリスク

再稼働「協議を」 京都・滋賀の30km圏自治体

毎日新聞は今月上旬、高浜原発の立地自治体である福井県と高浜町を除き、同原発の30km圏内(緊急防護措置区域)に入る全18自治体に再稼働に関するアンケート調査をした。

対象は、福井県内3市町▽京都府と7市町▽滋賀県と1市の計2府県11市町。このうち8自治体が関電との間で立地自治体並みの安全協定締結を結ぶことに「賛成」と回答。いずれも京都、滋賀の自治体で、福井県のような地域を立地自治体ではないが、住民の安全確保や環境保全を目的に電力会社と自治体が結ぶ。一般に立地自治体との協定には、運転再開の事前協議などが規定されているが、周辺自治体との協定には盛り込まれず、権限に差がある。

「立地自治体並み協定」に賛成したのは京都府、滋賀県と6市町。賛否を明らかにしなかった京都府舞鶴市も、市のほぼ全域が30km圏に入ることから「国はこのように地域を立地自治体とみなす」と主張した。

特に滋賀県は「災害に県域はない」とした上で「現時点では再稼働を容認できない」との立場を、京都府も「少なくとも安全確保について意見を述べる必要がある」と強調した。

一方、大阪原発の立地自治体でもある福井県おおい町は「立地自治体は半世紀にわたり国策に協力してきた歴史的経緯がある」として「反対」と回答した。立地自治体と周辺自治体との溝が埋まらない現状に対し、国の関与を求める声も相次いだ。「再稼働は国が責任をもって判断し、決定すべきだ(福井県若狭町)」「万一の際の避難対応を国の責任で進めてほしい(舞鶴市)などだ。」

住田健二・大阪大名善教

授原子炉工字号は「福島原発事故のように広範囲にわたる放射線被曝の可能性がある以上、周辺自治体が安全協定を求めるのは当然の権利だ。ただ、どれだけの権限を持たせた協定にするかは個別の議論が必要だ」と指摘している。

【根本毅、島山哲郎】

仲畑流万能川柳

◎印は発案者

◇印は招待者

◇投票5点、入賞1点、計50点の1日指定席

後、新たな100点ごとに新作を1句掲載できる。自己申告。

◎大臣になっただけではためなのよ 富士見あそ坊
 彼岸花聖火ランナーのよに見え 京都 東原佐津子
 死んだのに眠るよと表現する気持ち 柏原 柏原のミミ
 子のタヌと手を出し過ぎて子がタヌに 安曇野 荻
 載っちゃった新聞しばらく続けるか 鈴鹿ズレタ

2014.12.18

再稼動のための2つの絶対条件がまだ満たされていない川内原発と高浜原発

前回までの広島2人デモチラシの確認とは異なりますが、マスコミの「九州電力川内原発、2月以降再稼動」の大宣伝とは裏腹に、川内原発は再稼動のための2つの絶対条件、すなわち、【1. 規制基準適合審査・合格】、【2. 地元同意】の2つの要件をまだ満たしていないことを確認しておきましょう。

規制基準適合には、「原子炉設置変更許可」「工事計画認可」「保安規定認可」の3つの「許可・認可」が必要ですが、川内原発はやっと「原子炉設置変更許可」をクリアしたに過ぎません。(表5参照のこと)ですから適合審査に合格したとはいえません。また、「地元同意」も直接川内原発が位置する薩摩川内市だけが同意しただけで、9自治体のうち8自治体は「同意」の意思表示をしていません。それどころか、始良市議会は再稼動反対の意思表示をしていますし、いちき串木野市議会は、広域避難計画に重大な疑義を示し、事実上再稼動反対の意思表示をしています。また日置市市議会も再稼動反対の意思表示を正式に行うべく現在準備中です。再稼動同意の意思表示をした鹿児島県ですが、30km圏自治体の、以上のような状況をみれば鹿児島県の「同意」表明は、その有効性に疑義がでるでしょう。従って川内原発再稼動の時期は今のところ不透明です。ばかりではなく、川内原発再稼動そのものが地元同意を取り付けられず、法的に不可能になる恐れも十分あります。

高浜原発の場合は、さらに「運転差止命令仮処分」の恐れ

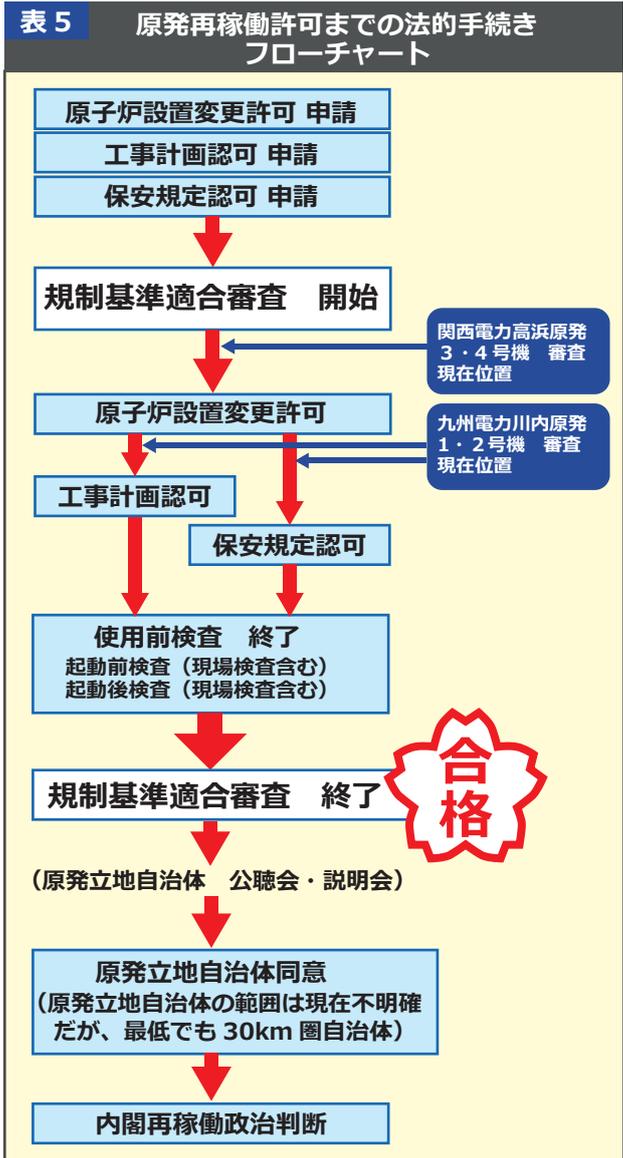
2014年12月に審査書案が出たばかりの関西電力高浜原発に至っては現時点で再稼動できるかどうか全く見通せません。図3は2014年12月18日づけ毎日新聞が見通す「川内原発・高浜原発再稼動の見通し」ですが、川内原発の「地元同意」はすでに終わったことになっており、さらに「工事認可などの審査」は2015年年明け早々に終了することになり、1-2カ月かかるはずの使用前検査(起動前検査及び起動後検査)はうまくすれば、2月一杯で終わることになっています。計算が合いません。実際のところ「工事計画認可審査」「保安規定認可審査」自体、いつ終了するの正確にはわからない状況です。

高浜原発再稼動にいたっては、目茶苦茶なスケジュールです。「設置変更許可審査書案」の意見募集が終わると、意見をまとめる間もなく「設置変更許可審査書」が提出されることになっており、間髪入れず「地元同意手続き」がはじまって2月末までには「地元同意」が終了、3月の声を聞くとすぐに再稼動、というスケジュールです。しかも、地元同意手続きは、まだ「工事計画認可審査」「保安規定認可審査」が終了する前、すなわち規制基準適合合格前にやっつけてしまおう、という意気込みで全く根拠がありません。これでは、「地元」は何に「同意」するのか全くわかりません。

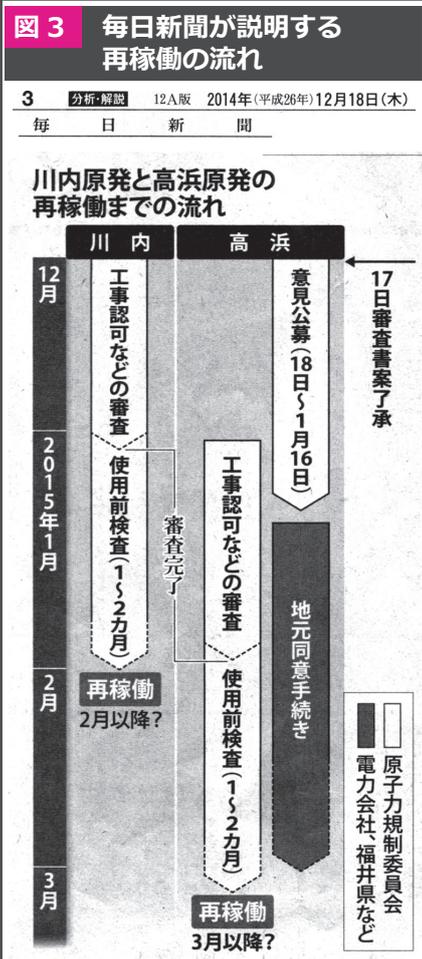
これは関西電力が思い描くスケジュールを、毎日新聞がそのまま採用したのだとわかります。ですから「原子炉設置変更許可」を強引に「規制基準合格」と見なし、地元同意の範囲を「福井県」と「高浜町」に限定し、再稼動に突進しようというわけです。しかし高浜原発の「地元」の範囲を「福井県」と「高浜町」だけに限定することに果たして成功するのかわるかといえばこれは大いに疑問です。

関西電力が3月中に高浜原発再稼動へと進みたいのには、実は切実な理由があります。現在地元住民から福井地裁に出されている申し立てが認められて、「大飯・高浜原発運転差止仮処分命令」が、3月末には出される可能性があるからです。それまでには、何が何でも再稼動にこぎ着けたいとする関西電力の思いの凝縮が、図3の「高浜原発再稼動スケジュール」ですが、絵に描いた餅です。こんなものを掲載する毎日新聞が大恥をかいて、信頼をさらに失墜する結果になるでしょう。

実際、高浜原発再稼動にとって最大のリスクは、「地元同意」取り付け以上に、福井地裁から出される可能性のある「高浜原発運転差止仮処分命令」なのです。



【参照資料】『実用発電原子炉に係る新規規制基準について』2013年7月原子力規制委員会など。



原発再稼働、各原発申請・審査状況 － 原発各社の頑強な抵抗

以上見てきたように、一般マスコミ報道とは異なり、原発の再稼働は決して簡単ではないことがわかりでしょう。ここで、現在再稼働申請されている、各原発の審査状況を概観しておきましょう。

原子力規制委員会が2013年7月8日に施行した、新規規制基準の特徴は、

- ① シビアアクシデント（なぜ、カタカナを使うんでしょうか。以下「苛酷事故」と表記します）を想定し、これを予防、影響緩和することを眼目とする。
- ② 苛酷事故要因の中に自然災害、テロや人為事故（航空機墜落衝突）を想定する。
- ③ すでに許可を得た原発に対しても、最新の規制基準適合を義務づける（バックフィット制）

とまとめることができると思います。（原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る新規規制基準について－概要－」2013年7月参照のこと）

規制基準の目的は、前述のように「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全、我が国の安全保障に資すること」（原子力規制委員会設置法第三条<任務>）ですから、規制基準の中心は苛酷事故防止にあり、万一苛酷事故が発生しても「国民の生命、健康」の保護は最低ライン、という考えから「5層の深層防護」の思想と手法を取り入れたことも前述の通りです。「深層防護は規制基準の基本」というわけです。

（国民の生命や健康、財産の保護が必要となってくる設備や装置なら廃棄してしまえばいいと、それだけでなくも巨大地震など心配事は沢山あるのに、と私などは思うのですが、エライ人たちの発想はどうも違うようです。生命や健康への危険を賭ものにして原発は必要と考えています）

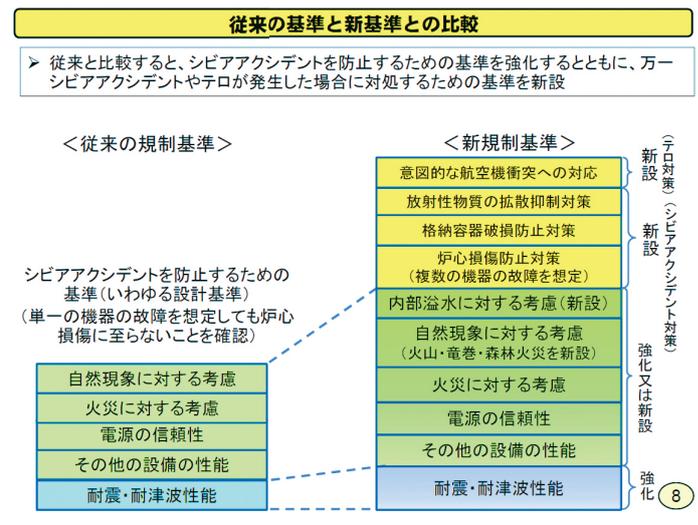
図4が従来の「安全基準」と現在の「新規規制基準」の違いを簡単に図式化した表です。従来の「安全基準」では全く想定していなかった苛酷事故を想定して「格納容器破損防止」、「炉心損傷防止」などを対策に加えています。また従来基準についても「耐震・耐津波性能」などに対する基準を強化・拡充した、とするのが規制委の主張です。

コストアップを嫌って 頑強に抵抗する電力会社

表6が現在までに適合審査を申請している原発原子炉の一覧表です。上記規制基準が施行された当日には、4原発会社5原発8原子炉が申請を出しています。最初に「原子炉設置変更許可」が出されたのは九州電力川内原発（1・2号炉）ですが、それは2014年9月10日のことです。その間14カ月経過しています。断っておきますが、川内原発（1・2号炉）に審査合格が出たわけではありません。現在「工事計画」と「保安規定」（原子炉設置変更許可と並んで重要な審査となります）の審査が行われており、その後の「使用前検査」のプロセスを考えると、簡単に合格時期を見通せるものではないことは前述の通りです。

ともかく審査合格の第一段階である「設置変更許可」までに14カ月かかった要因はいったい何か、という点を一言で表現すると、「新規規制基準に適合させたくない電力会社の頑強な抵抗」ということになるでしょう。なぜ頑強に抵抗しなければならないのか、という規制委のいうままに規制基準に適合させるとそれがそのままコストアップ要因となるから、いいかえればこれ以上できるだけ原発にカネをかけたくないから、という答えになります。一般に事業会社は、将来有望なビジネスに投資を行うことは

図4 実用発電用原子炉に係る新規規制基準について 概要8頁



【参照資料】原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る新規規制基準について－概要－」2013年7月
https://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisya/seihyou_kondan/data/25/0002_07.pdf

表6 実用原子炉規制基準適合性審査対象となっている原子炉

申請者	対象発電炉（号炉）	受領日
北海道電力	泊発電所（1・2号炉）	2013年7月8日
北海道電力	泊発電所（3号炉）	2013年7月8日
関西電力	大飯発電所（3・4号炉）	2013年7月8日
関西電力	高浜発電所（3・4号炉）	2013年7月8日
四国電力	伊方発電所（3号炉）	2013年7月8日
九州電力	川内原子力発電所（1・2号炉）	2013年7月8日
九州電力	玄海原子力発電所（3・4号炉）	2013年7月12日
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所（6・7号炉）	2013年9月27日
中国電力	島根原子力発電所（2号炉）	2013年12月25日
東北電力	女川原子力発電所（2号炉）	2013年12月27日
中部電力	浜岡原子力発電所（4号炉）	2014年2月14日
日本原子力発電	東海第二発電所	2014年5月20日
東北電力	東通原子力発電所（1号炉）	2014年6月10日
北陸電力	志賀原子力発電所（2号炉）	2014年8月12日
電源開発	大間原子力発電所	2014年12月16日

九州電力川内原発1・2号炉については、2014年9月10日に原子炉設置変更許可。現在、工事計画認可審査、保安規定認可審査の段階に進んでいる。

関西電力高浜原発3・4号炉については、2014年12月17日に原子炉設置変更許可審査書案を規制委員会へ了承。現在、パブコミ募集の段階に進んでいる。

【参照資料】原子力規制委員会
http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/power_plants.html

願いません。しかし斜陽が見込まれているビジネスには投資を惜しみます。それは当然でしょう。ならば、原発を諦めればいいのか、と思うでしょうが、そうはいきません。原発ビジネスからの撤退は、当該原発会社の倒産を意味します。つまり原発ビジネスから撤退するだけの体力（純資産）をどこも持っていないのです。（原発ビジネスから撤退できるだけの体力を持っているのは、あえて言えば中部電力だけでしょう）つまり進むも地獄、退くも地獄の電力会社の財務状況が、規制基準審査に必要な以上に時間をかけてさせている、ということが出来ます。

本来はここで、規制基準自体が、規制委員会が豪語するほど、厳しいものではないこと（特に耐震性に関しては大甘です）、新潟県の泉田知事などが指摘するように、「5層の深層防護」が破綻していることなども見ておかなければならないのですが、それは次の機会に譲るとして、ここでは各社の審査状況とそれを取り巻く環境を見ておくことにしましょう。事情は各社異なります。

北海道電力—どう見ても本気とは見えない泊1・2号炉

北海道電力は、泊原発1・2号機、3号機と2013年7月8日施行日当日申請を出しています。うち1・2号機はどう見ても本気で稼働しようとは思っているように見えません。世界的には100万kWが採算岐の電気出力であることを考えると、両原子炉とも出力57.9万kWと、稼働にこぎつけたとしても採算に乗りそうにありません。

現実に申請時、原子炉型を3号機と同型で申請し、一世代古い1・2号炉型を審査書類に表記しませんでした。いかにも規制委員会をなめたやり方で、審査会合からは、「炉型が違うのでは。申請し直すかあるいは取り下げられてはいかが？」と皮肉られたほどでした。このところの審査会合を見ても、泊原発全体の審査は継続しているものの、1・2号炉独自の審査はほとんどおこなわれていない状況です。(表7参照のこと)

1・2号炉申請は、金融機関に対するポーズではないか、と私は思います。北海道電力の財務内容は、自己資本率7.6%、純資産1467億円(2014年3月期)と極度に悪化しており、金融機関も融資にいい顔をしなくなりました。2度の料金値上げも悪化を食い止める程度の効果しか持たず、原発再稼働に前向きだというポーズが金融機関に対して必要なんだと思います。

本命は3号機ですが、3号機については、まだ苛酷事故対策について審査している状況であり、また泊原発全体に関してもまだ「津波評価」が片づいていない状況です。(表8及び図10参照のこと)「原子炉設置変更許可」だけを考えても先はまだまだ長いと思われま。

本来北海道電力は、泊原発再稼働には時間がかかると見て、高コスト・老朽化している火力発電設備改善、あるいは電力自由化時代を見越して送変電設備充実に投資を集中しなければならないはずですが、2013年度設備投資を見ても、総額1385億円のうち653億円と全体の47.15%までも原子力分野に先行投資しており、経営改善の兆しは見えません。3度目の料金値上げが一体通用するのでしょうか？



使用原子炉と 運転開始年月	1号機	PWR	57.9万kW	1989.06
	2号機	PWR	57.9万kW	1991.04
	3号機	PWR	91.2万kW	2009.12

※PWRは加圧水型原子炉

図10 「泊発電所の基準津波について」227p 資料抜粋

7. 検討会モデルによる評価					
まとめ					
○検討会モデルによる泊発電所への影響を確認するため、泊発電所に与える影響の大きい、F12、F14、F15の波源モデルについて、数値シミュレーションを実施した。					
○検討会モデルによる評価地点の水位変動は、当社の基準津波による水位変動を上回らないことを確認した。					
【数値シミュレーション結果一覧】					
区分	検討会モデル			基準津波 (日本海東縁部 L=320km)	Fs-10断層～岩内 堆東掘曲～岩内 堆南方背斜 (L=100.6km)
	F12断層	F14断層	F15断層		
敷地前面 最大水位上昇量	3.20m	4.24m	3.89m	8.15m	5.49m
3号炉取水口 最大水位上昇量	2.49m	3.47m	3.37m	6.61m	4.64m
3号炉取水口 最大水位下降量	2.51m	2.75m	3.32m	7.50m	4.24m
1,2号炉取水口 最大水位上昇量	2.49m	3.44m	3.37m	6.82m	4.54m
1,2号炉取水口 最大水位下降量	2.39m	2.92m	3.16m	7.18m	3.92m

【参照資料】原子力規制委員会 審査会合 2014年12月5日資料1「泊発電所の基準津波について」227p
http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/h26fy/data/016_9_01.pdf

表7 原子力規制委員会 審査会合 泊発電所 2014年10月7日議事次第 抜粋

原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合 (第146回)	
1. 日時:	平成26年10月7日(火) 10:00～17:00
2. 場所:	原子力規制委員会 13F 会議室A
3. 議題:	(1) 北海道電力(株)泊発電所1・2・3号機に係る技術的能力並びに3号機の重大事故等対策及び設計基準への適合性について
4. 配布資料	
資料1-1	泊発電所1号炉、2号炉及び3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について
資料1-2	泊発電所1号炉、2号炉及び3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 補足説明資料
資料1-3	泊発電所3号炉 審査会合における指摘事項への回答について【新設緊急時対策所関連】
資料1-4	泊発電所3号炉 審査会合における指摘事項への回答について【新設緊急時対策所関連】補足説明資料
資料1-5	泊発電所3号炉 審査会合における指摘事項一覧表【設計基準関連】
資料1-6	泊発電所3号炉 審査会合における指摘事項への回答について【シビアアクシデント関連】
資料1-7	泊発電所3号炉 審査会合における指摘事項への回答について【シビアアクシデント関連】補足説明資料
資料1-8	泊発電所3号炉 審査会合における指摘事項一覧表【シビアアクシデント関連】

【参照資料】原子力規制委員会 審査会合 2014年10月7日議事次第
http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/h26fy/data/014_6_99.pdf

表8 原子力規制委員会 審査会合 泊発電所3号機 2014年12月5日議事録26p 抜粋

○石渡委員 ……特に、泊原子力発電所の周囲の海岸線は、非常に急傾斜の斜面が多いように思われます。そういうところが、もし大規模に崩れると、今回の想定をはるかに超えるような斜面崩壊が起きる可能性というのは否定できないと思うんです。そういう観点でやるべきではないかというふうに私自身は思うんです。最後に申し上げましたが、何か、それについてコメントがあれば、回答があればお伺いしますが、特になければ結構です。

○北海道電力(古谷) ごもつともな御指摘だと思います。ただ、地すべりというのは、地震動がこれぐらいだと滑るとか滑らないとか、なかなか評価が難しいこともあると思います。ちょっと、今、問題になったのは川白の話だと思いますので、全てがどんと落ちることはあり得ないと我々は考えていますが、その辺も含めて、もう一回整理して、また説明させていただきたいと思っています。

○石渡委員 じゃあ、そのようにお願いいたします。特に、ほかに指摘事項はございませんか。(なし)

○石渡委員 では、どうもありがとうございました。泊発電所の津波評価につきましては、本日のコメントに対する事業者の見解を示していただいて、引き続き本会合において審議していきたいというふうに思います。

【参照資料】原子力規制委員会 審査会合 2014年12月5日議事録26p
<http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/h26fy/data/20141205.pdf>

関電大飯 3・4号機再稼働を妨げるのは地元同意と「差止仮処分命令」

関電大飯原発3・4号炉は、直近の審査会合（2014年12月12日）まで合計52回開催され、審査会合のための打ち合わせに相当する規制庁規制官との「審査ヒアリング」は157回と会合そのものはかなりの回数にのぼっています。最大の懸案の一つだった重要棟直下の活断層問題も「活断層ではない」と結論されて、残る最大の問題は、基準地震動の設定というところまで進んでいます。その基準地震動 Ss-1（設計用地震動）も700ガルという線で規制委も納得しそうです。（図12参照のこと）（こんなもので納得されては困るのですが）全体としていえば、大詰めに近づいていると考えられます。（大飯原発3・4号機の「原子炉設置変更許可審査書案」が出されて、朝日新聞や毎日新聞などが「事実上審査合格！」「再稼働事実上決定！」などという再稼働を既成事実化する提灯記事が出ることを考えると、今からウンザリします）

関西電力も、北海道電力に輪をかけて、その老朽化し高コスト体質の火力発電設備改善に設備投資を集中しなければならぬはずですが、こうした努力を怠り、原発再稼働に会社の運命をかけているかのように思えます。2013年度の設備投資は総額3252億円で、うち原子力分野に1276億円と約4割（39.34%）も投じています。原発が再稼働しても、その高コスト体質を改善しなければまた電気料金値上げ、という事態になるのは目に見えています。

しかし、関電大飯原発の再稼働は簡単ではありません。少なくとも30km圏の「地元同意」が九州電力川内原発ほど簡単には運ばないだろうからです。今のところ、関西電力や経産省、安倍政権は、地元同意の範囲を立地県の福井県やおおい町だけに限って再稼働地元同意を取りつける構えです。

大飯原発再稼働にあたっては、地元同意以上に手強い関門もあります。大飯原発に対して「運転差止め命令」を出した福井地裁判決と2014年12月5日に福井地裁判決の原告団が申し立てた「関電大飯・高浜原発運転差止め仮処分命令」です。申し立ては「差止め命令」を出した福井地裁に出されました。

福井地裁の「大飯原発運転差止め命令」は関電の控訴によって、名古屋高裁金沢支部で争われていますが、現在のところ関電から一番判決を覆すだけの有力な証拠の提示がなく、再び関電敗訴の公算が大きいのですが、判決までに時間がかかる上に、仮に関電が敗訴しても今度は最高裁に提訴することができ、最高裁で確定するまで関電は時間稼ぎができます。原告団にとって目的は大飯原発の再稼働を阻止することにありますので、直接効果のある手を打つ必要がありました。それが「関電大飯・高浜原発運転差止め仮処分命令」申し立てです。申し立ての直接の眼目は、すでに審査書案の出された高浜3・4号機の再稼働阻止にあります。勝訴となれば、大飯原発3・4号機にも適用されます。しかも、現在のところ勝訴の公算が大きいのです。というのは、申し立てはその根拠を「福井地裁判決」に置いています。ですから福井地裁も、関電からよほど有力な反証が出ない限り「運転差止め仮処分命令」を出さざるを得ません。「差止め仮処分命令」がいったん福井地裁から出されれば、今度は関電が「差止め仮処分命令」の「取り消し処分」を上級審に提訴しなければなりません。「取り消し処分」が出されるまでは、「大飯原発差止め仮処分命令」は有効ですから、規制委の審査結果や地元同意の結果いかに関わらず、関電は大飯原発を再稼働できなくなります。原告団は、2015年3月末をメドに「仮処分命令」判決を勝ち取るよう準備を進めています。

大飯原発再稼働にとって最大の難関は「関電大飯・高浜原発運転差止め仮処分命令」の申し立てとその成り行き、というゆえんです。それにしても、「運転差止め仮処分命令」の根拠となる福井地裁判決は偉大です。



使用原子炉と 運転開始年月	1号機	2号機	3号機	4号機
	PWR	PWR	PWR	PWR
	117.5万 kW	117.5万 kW	118万 kW	118万 kW
	1979.03	1979.12	1991.12	1993.02

※PWRは加圧水型原子炉

図12 「泊発電所の基準津波について」227p 資料抜粋

基準地震動の策定				39
■基準地震動の最大加速度				(cm/s ²)
基準地震動	NS方向	EW方向	UD方向	
Ss-1	設計用模擬地震波			700
Ss-2	FO-A~FO-B~熊川断層(短周期1.5倍ケース・破壊開始点1)	690	776	583
Ss-3	FO-A~FO-B~熊川断層(短周期1.5倍ケース・破壊開始点2)	496	826	383
Ss-4	FO-A~FO-B~熊川断層(短周期1.5倍ケース・破壊開始点3)	546	856	518
Ss-5	FO-A~FO-B~熊川断層(短周期1.5倍ケース・破壊開始点4)	511	653	451
Ss-6	FO-A~FO-B~熊川断層(短周期1.5倍ケース・破壊開始点5)	660	578	450
Ss-7	FO-A~FO-B~熊川断層(短周期1.5倍ケース・破壊開始点6)	442	745	373
Ss-8	FO-A~FO-B~熊川断層(傾斜角75°ケース・破壊開始点1)	434	555	349
Ss-9	FO-A~FO-B~熊川断層(すべり角30°ケース・破壊開始点3)	489	595	291
Ss-10	FO-A~FO-B~熊川断層(短周期1.25倍かつVr=0.87βケース・破壊開始点1)	511	762	361
Ss-11	FO-A~FO-B~熊川断層(短周期1.25倍かつVr=0.87βケース・破壊開始点3)	658	727	469
Ss-12	FO-A~FO-B~熊川断層(短周期1.25倍かつVr=0.87βケース・破壊開始点4)	495	546	334
Ss-13	FO-A~FO-B~熊川断層(短周期1.25倍かつVr=0.87βケース・破壊開始点5)	744	694	380
Ss-14	FO-A~FO-B~熊川断層(短周期1.25倍かつVr=0.87βケース・破壊開始点6)	723	630	613
Ss-15	FO-A~FO-B~熊川断層(短周期1.25倍かつVr=0.87βケース・破壊開始点7)	685	728	430
Ss-16	FO-A~FO-B~熊川断層(短周期1.25倍かつVr=0.87βケース・破壊開始点8)	677	753	391
Ss-17	FO-A~FO-B~熊川断層(短周期1.25倍かつVr=0.87βケース・破壊開始点9)	594	607	436
Ss-18	2000年鳥取県西部地震・賀村ダムの記録	528	531	485
Ss-19	2004年北海道留萌支庁南部地震を考慮した地震動	620		320

【参照資料】原子力規制委員会 審査会合 2014年12月12日資料1-1「大飯発電所地震動評価について（基準地震動の選定）」39p
http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/h26fy/data/0173_01.pdf

表9 原子力規制委員会 審査会合 大飯原発3・4号機 2014年12月12日議事録16p 抜粋

- 石渡委員 …先ほど、大浅田さんのほうから11ページの細かいリストの幾つかの断層が最近の文献などに出ているものとちょっと違っているというような話がありました。…資料の中では整合性があつたほうがいいと思いますので、一応同じ文献に載っているもので統一していただくということと、その文献をきちんと示していただくというようなことが必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。
- 関西電力（伏見）…ちょっとそういった説明が若干ちょっと足りていないのかもしれませんが、ベースは文献なんです。調査の結果があるのはそっちを優先すると、そういう考え方で組んでおりますので、こういう形になってございます。
- 石渡委員 独自の調査に基づく資料があるということであれば、それをちょっと注記していただくようなことは必要だと思います。その点よろしいですか。特にほかになければ、それではどうもありがとうございました。大飯発電所の基準地震動の超過確率についての部分、ここがいろいろ本日、指摘事項が幾つか出ました。それを踏まえて引き続き審議していきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

【参照資料】原子力規制委員会 審査会合 2014年12月12日議事録16p
<http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/h26fy/data/20141212.pdf>

基準地震動 Ss-1 最大の懸案が片づいた四電 伊方原発 3号機

四国電力伊方原発 3号機は当初最も再稼動に近い原発と見られていました。加圧水型原子炉であること、すでに免震重要棟が完備していることなどが主な理由でした。それがここまで時間がかかっている主な原因は、基準地震動 Ss-1 を巡って 1 年以上延々と堂々巡りを繰り返してきたからです。四国電力が基準地震動を上げたくない理由は、それによって耐震設計・追加工事で追加コストを増加したくないことです。そのため四国電力は基準地震動 Ss-1 を 570 ガルで 1 年以上も固執してきました。直近の審査会合 2014 年 12 月 25 日までで会合回数 64 回、規制庁との審査ヒアリング回数 256 回という数字がそれを物語っています。それも、12 月 12 日の会合で Ss-1 を 650 ガルとすることで規制委と“手打ち”になったようです。(表 11 参照のこと) 最大の懸案も片づき、直近 12 月 25 日会合を見ると、テーマはテロリズム対策に移っており(表 11 参照のこと)、「原子炉設置許可審査書案」提出もさほど遠くない時期と見られます。



使用原子炉と 運転開始年月	1号機	PWR	56.6 万 kW	1977.09
	2号機	PWR	56.6 万 kW	1982.03
	3号機	PWR	89.0 万 kW	1994.12

※PWR は加圧水型原子炉

表 10 原子力規制委員会 審査会合 伊方発電所
2014 年 12 月 25 日議事次第 抜粋

原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合 (第 178 回 非公開会合)	
1. 日時:	平成 26 年 12 月 25 日 (木) 13:30 ~ 17:00
2. 場所:	原子力規制委員会 13F 会議室 A
3. 議題:	(1) 四国電力(株)伊方発電所 3号機の大規模損壊発生時の体制の整備について
4. 配布資料	資料 1-1-1 伊方発電所 3号機 大規模損壊発生時の体制の整備について (大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応)
	別冊 I. 具体的対応の共通事項

【参照資料】原子力規制委員会 審査会合 2014 年 12 月 25 日議事次第 http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/h26fy/data/0178_99.pdf

表 11 原子力規制委員会 審査会合 伊方原発 3号機
2014 年 12 月 12 日議事録 28p 抜粋

○石渡委員…伊方発電所の基準地震動につきましては、一応まだちょっとヒアリングなどでちょっと御確認が必要という点がございますが、基本的な検討はもうなされたというふうに思いますが、この審査会合でさらに審議すべき論点はないというふうに考えますので、今後その細かい点については、事務局のほうでヒアリングの場などで御確認をお願いいたします。

【参照資料】原子力規制委員会 審査会合 2014 年 12 月 12 日議事録 28p <http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/h26fy/data/20141212.pdf>

全体まとめに入る九州電力玄海原発 3・4号機

九州電力玄海原発 3・4号機ももっとも早い時期に申請していた原子炉です。重要設備の耐震補強工事、そしてそのための追加投資にもっとも深く関係する基準地震動 Ss-1 の設定も、2014 年 7 月には 620 ガルで決着がついています。その後の審査も 11 月頃から、まとめの段階に入っており、「設置許可基準等への適合性について」の中の「重大事故等対処設備」に関するやりとりが続いています。11 月 27 日会合では規制委指摘に対する九州電力側の回答が行われ、直近 12 月 25 日会合では、これまでの

やりとりを踏まえた「設置許可基準等への適合性」(重大事故等対処設備)に関する九州電力の全体説明が行われています。(表 12 参照のこと)すでに「必要な技術的能力」に関する審査は終了していると考えられますので、ここも大詰めに近づいているといえます。

九州電力も、北海道電力、関西電力同様、本来老朽化し高コストの火力発電設備や電力自由化時代を見据えて、送送配線設備に大きな設備投資をしなければならないはずですが、相も変わらず原子力分野の設備投資比率が大きく、2013 年度は送設備投資 2162 億円のうち原子力分野は 1116 億円(うち 186 億円が核燃料購入)と 51.62% を占めています。原発再稼動に会社の運命を委ねている格好です。



使用原子炉と 運転開始年月	1号機	PWR	55.9 万 kW	1975.10
	2号機	PWR <td>55.9 万 kW <td>1981.03</td> </td>	55.9 万 kW <td>1981.03</td>	1981.03
	3号機	PWR <td>118.0 万 kW <td>1994.03</td> </td>	118.0 万 kW <td>1994.03</td>	1994.03
	4号機	PWR <td>118.0 万 kW <td>1997.07</td> </td>	118.0 万 kW <td>1997.07</td>	1997.07

※PWR は加圧水型原子炉

表 12 玄海電力「玄海原子力発電所 3号炉及び 4号炉 設置許可基準等への適合性について (重大事故等対処設備)」目次抜粋

1. 基本的な設計方針
 - 1.1 耐震性・耐津波性
 - 1.1.1 発電用原子炉施設の位置【38条】
 - 1.1.2 耐震設計の基本方針【39条】
 - 1.1.3 津波による損傷の防止【40条】
 - 1.2 火災による損傷の防止【41条】
 - 1.3 重大事故等対処設備
 - 1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について【43条1-五、43条2-二、三、43条3-三、五、七】
 - 1.3.2 容量等【43条2-一、43条3-一】
 - 1.3.3 環境条件等【43条1-一、六、43条3-四】
 - 1.3.4 操作性及び試験・検査性について【43条1-二、三、四、43条3-二、六】

【参照資料】原子力規制委員会 2014 年 11 月 27 日第 171 回審査会合 資料 1-5「玄海原子力発電所 3号炉及び 4号炉 設置許可基準等への適合性について (重大事故等対処設備)」
https://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/h26fy/data/0165_01_05.pdf

柏崎刈羽原発の審査結果にお構いなく経営改善を進める東電

東電は2013年9月になって柏崎刈羽原発6・7号機の再稼働申請をしました。原子炉型は沸騰水型（BWR）なので、加圧水型（PWR）に比較するとハードルはさらに高くなります。その後審査会合は23回（うち3回が現地調査）と回数は多いのですが、直近の会合でも、まだ「格納容器の破損防止対策」が議論されている段階（表13参照のこと）で、遅々として進んでいないと

いう印象を持ちます。一つには東電は福島第一原発対策に手を取られていること（**当たり前の話で、ここが片づかないうちは再稼働申請などすべきではありません**）があげられます。東電側も柏崎刈羽再稼働はあまりあてにしておらず、この問題は切り離して独立して経営改善を進めているように見えます。2013年度設備投資を見ても、総額5471億円のうち火力発電設備の改善・充実に2100億円、送変電・配電設備その他に2219億円で、原子力分野には991億円の投資（18.11%）とコストダウン、電力自由化をはっきり意識した内容です。原発再稼働にのめり込む関西電力、九州電力、北海道電力とは好対照です。

表13 東京電力「柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等対策の有効性評価について（格納容器破損防止対策）」目次抜粋

1. 重大事故等への対処に係る措置の有効性評価の基本的考え方
 - 1.1 概要
 - 1.2 評価対象の整理及び評価項目の設定
 - 1.3 評価にあたって考慮する事項
 - 1.4 有効性評価に使用する計算プログラム
 - 1.5 有効性評価における解析の条件設定の方針
 - 1.6 解析の実施方針
 - 1.7 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価方針
 - 1.8 必要な要員及び資源の評価方針
 - 1.9 参考文献
- 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について
- 付録2 原子炉格納容器限界温度・限界圧力に関する評価結果



使用原子炉と 運転開始年月	原子炉種別	出力	運転開始年月
1号機	BWR	110万kW	1985.09
2号機	BWR	110万kW	1990.09
3号機	BWR	110万kW	1993.08
4号機	BWR	110万kW	1994.08
5号機	BWR	110万kW	1990.04
6号機	ABWR	135.6万kW	1996.11
7号機	ABWR	135.6万kW	1997.07

※BWRは沸騰水型原子炉 ABWRは改良型沸騰水型原子炉

【参照資料】原子力規制委員会 2014年12月9日第171回審査会合 資料1-1「柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等対策の有効性評価について（格納容器破損防止対策）」
https://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/h26fy/data/0171_01.pdf

東通原発再稼働が絶望的な東北電力

東北電力はいずれも沸騰水型で東通原発（申請2014年6月10日）、女川原発2号機（申請2013年12月27日）の審査が進んでいます。うち東通原発は、2014年12月22日に規制委「敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」の評価書案が提示され、重要棟直下の破砕帯、特にF-9が活断層ではないとする東北電力の見解に否定的な内容となっています。もしこれら破砕帯が活断層ならば、審査以前に東通原発は再稼働できないことになり、まだ減価償却も進んでいない東通原発の扱いは東北電力の

経営にとって大きな痛手となります。

一方女川原発2号機は、1年経過時点で19回しか会合を重ねておらず、現地調査もなされていません。直近の審査会合も2014年11月18日で、その後開催されていません。直近会合では、可搬型設備（**重大事故対策の放水ポンプなど**）の保管場所へのアクセスルートが適切かどうかなどの議論が続いており（表14参照のこと）、主要な審査がまだ本格的に開始されていないという印象を持ちます。審査がいつ終わるか皆目見当もつかない、という状況だと思います。



使用原子炉と 運転開始年月	東通原発		
	原子炉種別	出力	運転開始年月
1号機	BWR	110万kW	2005.12
女川原発			
1号機	BWR	52.4万kW	1984.06
2号機	BWR	82.5万kW	1995.07
3号機	BWR	82.5万kW	2002.01

※BWRは沸騰水型原子炉

表14 東北電力「女川原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」1P抜粋

新規制基準への適合状況	
可搬型重大事故等対処設備の保管場所及び同設備の運搬道路に関する要求事項	
(1)「実用発電用原子炉及び附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規 第四十三条（重大事故等対処設備）」	
新規制基準の項目	新規制基準の項目
五 地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	可搬型重大事故等対処設備に対し、場所に、1（る。
六 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	がれき等に備え、ブルバクを行えること。

【参照資料】原子力規制委員会 2014年11月18日第162回審査会合 資料2「女川原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」1p https://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/h26fy/data/0162_02.pdf

中国電力の本命は未申請の島根 3 号機

中国電力は沸騰水型原子炉 (BWR) のトップを切って、2013 年 12 月 25 日に島根原発 2 号機の再稼働申請を行いました。2 号機は 1989 年 2 月に運転を開始、もうすぐ運転開始 27 年になる原子炉で出力も 82 万 kW と国際的な採算分岐ラインの 100 万 kW を下回っています。つまり再稼働してもコスト負担が大きい原子炉ということになります。審査は、1 年間で 2014 年 12 月 19 日の現地調査を入れても 26 回しか開催されていません。なお 12 月 19 日は初めての現地調査です。沸騰水型とあって直近 12 月 9 日会合で「重大事故等対策の有効性評価」や「重大事故等対策有効性評価成立性確認」などといった導入編の中国電力側説明が続いており (表 15 参照のこと)、審査がいつ終わるのか全く見当もつかない状況です。また中国電力にとって、2 号機が再稼働しようがしまいが大きな影響はありません。

自社総発電設備 1200 万 kW の中で島根原発は 1 号機・2 号機合わせても 128 万 kW に過ぎず、電力供給にはほとんど影響しないからです。実際 2013 年度中国電力は総供給電力約 687 億 kWh のうち、自社発電設備でまかなった電力は 434 億 kWh に過ぎず、残り 253 億 kWh は他社から購入しました。その比率は 36.7% に上ります。しかも他社購入電力は電源開発や瀬戸内共同火力など石炭火力電力で、特に電源開発から購入する電力は 1kWh あたり平均 8～9 円と自社発電コストより安いのです。(以上第 108 回島 2 人デモ



使用原子炉と 運転開始年月	1 号機	BWR	46.0 万 kW	1974.03
	2 号機	BWR	82.0 万 kW	1989.02
	3 号機	ABWR	137.3 万 kW	建設中

※BWR は沸騰水型原子炉 ABWR は改良型沸騰水型原子炉
 【参照資料】島根 3 号機 (建設中) 増設計画概要
<http://www.energia.co.jp/atom/atom13-1.html>

チラシ「電力会社の基礎知識①」の表 7「電力各社の発電量・販売量」参照のこと

しかし、まだ新基準規制適合に未申請の 3 号機になると話は全然違います。3 号機は完成直前になって福島原発事故が発生し運転開始ができなくなった新原子炉です。炉型も改良型沸騰水型原子炉 (ABWR) で出力も 137 万 kW と大型です。

中国電力はこの 3 号機建設に約 4500 億円投じていると見られます。新基準に適合させるとなると、さらにフィルター付きベント装置や耐震補強などの追加投資が必要となるでしょう。問題は運転開始前なのでこれら建設投資額はまだ減価償却できていない、まるまる設備資産に計上されている、ということです。(資産項目は「建設仮勘定」)

仮にこのまま運転できないとなると、どうなるのでしょうか？最低でも 4500 億円の資産は、不良資産として減損処理しなくてはなりません。中国電力の純資産は連結ベースでも 6065 億円にすぎません。(2014 年 3 月末現在) 6065 億円から 4500 億円を減損処理すれば残りは 1565 億円になります。20.4% とただでさえ一部上場企業としては低い自己資本比率、これは一挙に倒産寸前の比率に下がります。3 号機を稼働させるかどうかは、中国電力の電力需給問題ではなく、経営死活問題として重要なのです。

ですから中国電力は、2 号機申請をダミーにを使って 3 号機申請のチャンスを窺っているわけです。手続き上は、いったん取得している原子炉設置許可を新基準に適合させる「原子炉設置変更許可」、それに伴う「工事計画認可」、また新基準基準に適合した「保安規定認可」の 3 申請を行うことになり、手順は他電力会社の再稼働申請と変わりません。

規制委員会も中国電力にとって 3 号機運転開始稼働は経営上死活問題ということをも十分理解しており、前述 12 月 19 日の「2 号機現地調査」の際、担当原子力規制委員の更田豊志氏をはじめ規制庁の役人 30 人近くが 2 号機を現地調査した「ついでに 3 号機を見学」しました。この時原子力規制委員会の規制対象(「保安検査」)である島根 1 号機は全然視察しませんでした。考えてみれば随分おかしな動きです。中国電力の内情を忖度して、申請前の 3 号機を「見学」するというのですから。

果たして島根原発再稼働の動きを警戒する鳥取県から猛烈な抗議がおきました。それが表 16 の「鳥取県知事の申し入れ書」です。鳥取県は中国電力に不信感を持っています。そのタネを作ったのは中国電力で、2010 年に発生した「島根原発架空定期検査事件」です。この時の中国電力の鳥取県に対する対応は不誠実そのもので、誤魔化しとウソに満ち満ちていました。

表 15 中国電力「島根原子力発電所 2 号機 重大事故等対策の有効性評価」目次抜粋

2. 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれのある事故
 - 2.1 高圧・低圧注水機能喪失
 - 2.2 高圧注水・減圧機能喪失
 - 2.3 全交流動力電源喪失
 - 2.4 崩壊熱除去機能喪失
 - 2.5 原子炉停止機能喪失
 - 2.6 LOCA 時注水機能喪失
 - 2.7 格納容器バイパス (インターフェイスシステム LOCA)

【参照資料】原子力規制委員会 2014 年 12 月 9 日第 171 回審査会合 資料 2-1「島根原子力発電所 2 号機 重大事故等対策の有効性評価」目次
https://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/h26fy/data/0171_03.pdf

表 16 鳥取県「原子力規制委員会による中国電力株式会社島根原子力発電所 3 号機の視察に関する知事からの申し入れ」

本日、貴委員会は島根原子力発電所 3 号機を視察することであるが、同機については新規規制基準に係る申請も行われておらず、本県は中国電力株式会社から安全対策や今後の取扱い等について説明を受けていない。

このような中、貴委員会が実際に 3 号機に立ち入り現状を把握しようとしていることに疑問があり、なぜ行くのか理由を示されたい。

なお、1 号機の安全管理については、運転停止中であっても保安規定の適用があり、貴委員会はその安全について責任を有する御当局であると理解しているが、1 号機の現地調査よりも 3 号機を優先している理由についても明示されたい。

重ねて、かねてより本県から貴委員会に対し、2 号機の厳格な審査、高経年化した 1 号機の徹底した安全確保を求めているところであり、拙速な対応とならないよう改めて強く要請する。

平成 26 年 12 月 18 日

鳥取県知事 平井 伸治

原子力規制委員会 委員長 田中 俊一 様

【参照資料】鳥取県 web サイト
<http://db.pref.tottori.jp/pressrelease.nsf/webview/6BEC43BFC5251A0049257DB200002EDC?OpenDocument>

「申し入れ書」はいいです。「3 号機は…申請も行われておらず、本県は中国電力から安全対策や今後の取扱いについて説明を受けていない。このような中、貴委員会が実際に 3 号機に立ち入り把握しようとしていることに疑問があり…」

私も鳥取県の平井知事同様疑問を抱きます。福島原発事故前の、原発事業者と規制当局の癒着が、早くも開始されたのではないかと。「規制の虜」が福島原発事故の原因だったのに。

巨大地震発生の懸念がある中部電力 4号機

中部電力は2014年2月14日、浜岡原発3号炉の申請を行いました。以降直近の2014年12月19日の審査会合まで16回の会合を重ねています。浜岡原発の問題点は、3月6日第2回目審査会合で規制委から出された主要な論点にすでに提出されています。(表17参照のこと) 審査会合の進展を見れば、浜岡4号炉が沸騰水型でもあり、いつ審査が終わるか全く見通せない状況です。しかしそんなことは問題ですらありません。

よく知られているように浜岡原発は敷地そのものが、南海トラフ巨大地震の想定震源域(2013年地震調査研究推進本部 地震調査委員

会)にすっぽり入っています。地震調査研究推進本部の推定によればこの地震は最大マグニチュード9.1だそうです。浜岡原発が受ける地震動はどのくらいになるのか。記録に残る最大地震動は4022ガル(2008年岩手・宮城内陸地震)でこの時のマグニチュードが7.2。M9.1の時の地震動は見当もつきません。今規制委で議論している基準地震動Ss-1、600だの700だのという話はまるで冗談みたいなものです。はっきりしていることはどんな専門家も認めるように、4022ガルの地震動に堪えられる原発は一つもないということです。また規制基準が地震大国日本の現状に合致しない、欠陥基準だということでもあります。中部電力は即刻申請を取り下げ、浜岡を廃炉にすべきです



使用原子炉と 運転開始年月	3号機	BWR	110万kW	1987.08
	4号機	BWR	113.7万kW	1993.09
	5号機	ABWR	138万kW	2005.01

※BWRは沸騰水型原子炉 ABWRは改良型沸騰水型原子炉

表17 中部電力「中部電力(株)浜岡原子力発電所4号機の申請内容に係る主要な論点」抜粋

新規基準に対して提出された原子炉設置変更許可申請等に関し、これまでの審査会合やヒアリングを通じて確認した結果、主要な論点を以下の通り指摘する。これらについては、特に今後詳細な説明を求める。なお、これらは、現時点におけるものであり、今後の審査の進捗により変更が有り得る。

(地盤・地震関係)

- 敷地の地下構造及び地震動の増幅特性を把握するのに実施した調査・分析について、全ての評価結果を提示すること。
- 速度構造が、ほぼ水平で相当な広がりをもって想定される解放基盤表面の設定の妥当性(S波低速帯の存在)について、説明すること。
- 敷地内破砕帯であるH系断層の活動性等に関わる調査・評価のデータを提示すること。
- プレート間地震について、地盤相性、震源領域、地震動特性等の設定や不確

【参照資料】原子力規制委員会 2014年3月6日第90回審査会合 資料1「中部電力(株)浜岡原子力発電所4号機の申請内容に係る主要な論点」
https://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/data/0090_01.pdf

もう企業の体裁をなしていない日本原子力発電 - 東海第二

日本原子力発電(日本原電)は、2014年5月20日に茨城県東海村にある東海第二原発の申請を行いました。直近2014年12月16日会合を含めてまだ7回しか開催されていません。審査も「確率的リスク評価(PRA)」を同原発にあてはめるなどほんの端緒についたばかりです。ここもいつ審査が終わるかわかりません。今そのことすら問題ではありません。JOC事故に衝撃を受け、福島事故で完全に反原発に回った元村長(村上達也氏)の存在など、地元が反原発派に変わってしまったことも今、ヨコに置いて

おきます。東海第二を運営する日本原電がまるで事業会社の体裁をなしていない、原発を運営する責任をとれない企業だ、という点を指摘したいと思います。

表18でおわかりのように、日本原電は電力会社や原発メーカーが出資して作った会社です。上場企業ではありますが、上位の大株主で92.72%を占めている異常な形態の上場企業でもあります。原子炉は敦賀原発2機と東海第二1機の3機で、現在東海第一は廃炉中です。2013年度売上げは1248億円ですが、発電ゼロの会社に売上げなどあるはずがありません。主要顧客5社の引き取り比率(販売比率)に応じて、5社がカネを出しそれを売上げとしています。5社のカネといっても、もとは私たちが支払

う電気料金です。つまり、この会社は5社から無償で贈られるカネで何とか存続している会社です。これは最大株主であり、また最大顧客でもある東電の内部でも問題になっています。東電は私たちの税金で延命しているいわばゾンビ企業です。これ以上無償の贈り物を日本原電に続けることは許されません。日本原電は廃炉に注力し、申請を取り下げるべきです。

表18 日本原子力発電の概要

【資本金】	1200億円 東証上場会社 (2014年6月30日現在)
【主要株主】	東京電力28.23%、関西電力18.54%、中部電力15.12%、北陸電力13.05%、東北電力6.12%、電源開発5.37%、九州電力1.49%、中国電力1.25%、日立製作所0.96%、みずほ銀行0.71%、三菱重工業0.64%、北海道電力0.63%、四国電力0.61% 合計92.72% (2014年3月31日現在)
【事業】	原発発電事業による電気卸売業
【年間売上】	1248億円(2014年3月期)
【主要顧客】	東京電力(総販売比率33.0%)、関西電力(23.2%)、中部電力(21.1%)、北陸電力(15.3%)、東北電力(7.4%)
【発電設備】	東海第二発電所(茨城県東海村)110万kW 敦賀発電所(福井県敦賀市)1号機35.7万kW 2号機116万kW 全て稼働停止定期点検中。東海第二は現在原子力規制委員会に再稼働を申請中。なお東海第一は現在廃炉中。

【参照資料】同社2013年度有価証券報告書など



使用原子炉と 運転開始年月	1号機	BWR	110万kW	1978.11
------------------	-----	-----	--------	---------

※BWRは沸騰水型原子炉

ほとんど無謀に近い電源開発（Jパワー）の大間原発

さていよいよ電源開発（Jパワー）の大間原発です。電源開発が大間原発の基準適合申請を出したのは、2014年12月16日です。大間原発は現在も建設中です。しかも中国電力の島根3号機と違って進捗率も20%に落ちません。正真正銘の建設中です。まず大きな疑問はなぜこの時期に申請を出したかです。電源開発が原子炉設置許可を取得したのは、2008年4月です。この時経産省は原子炉の「フルMOX」で許可を出したのです。現在プルトニウム混合燃料（MOX）で設置許可を受けている原子炉はすべて「1/3MOX」、つまり原子炉燃料棒のうち2/3までは通常のウラン燃料、MOXは1/3までですよ、という許可です。すべてMOX（フルMOX）で許可を取得したのは大間原発だけです。そればかりではなく、「フルMOX」は世界でも実績がこれまでありません。福島原発事故前に経産省が許可を出した「原子炉設置許可」ですが、この「フルMOX」仕様を現在の原子力規制委員会も標準仕様として承認するかどうか、ダメなら早々と仕様変更をしまおう、あわよくば大間原発建設そのものを断念しよう、中国電力島根3号炉のように100%完成してからでは遅い、今なら傷も浅い、そんな思惑が電源開発の首脳部にあるのではないかと私は推測します。

電源開発は石炭火力発電と水力発電を手掛ける電力卸売り専門会社で、これまでずっと優良な業績を誇ってきました。それが危ない原発ビジネスに手を出すことになったのは、経済産業省の圧力です。つまり核燃料サイクル事業を進展させるためには、プルトニウム燃料を消費しなければならない、そのためには1/3MOXでは生ぬるい、「フルMOX」を実現しよう、それは電源開発にやらせよう…。つまり原子炉の安全性よりも核燃料サイクル事業の進歩を目論む経産省のコマとして優良会社、電源開発が使われたということだと思います。

大間原発の建設が福島原発事故で一時中断した後、建設再開を決定するのは2012年夏のことですが、建設再開で社内に昂揚感が流れるより、むしろ悲痛感が流れたことが電源開発社内の雰囲気をよく表しています。

とはいえ、電源開発は大間原発建設にあたって、外部には一貫して強面を通してきました。特に30km圏に位置する函館市は、大間原発に市民一丸となって反対してきました。保守も革新もありません。函館市民の生存権がかかっているのですから。

そして、2014年4月3日、函館市という地方自治体が原告となって東京地裁民事部に「大間原発建設差止」を求めて提訴するのです。（代理人：河合弘之弁護士他9名）

表19はその訴状の一部です。中で原告は、福島原発事故を踏まえた上で、「経産大臣の（2008年当時の）判断に不合理な点があるものとして、大間原発設置許可処分は違法と解すべき」と主張しています。つまり原子炉設置許可そのものが無効という主張です。大間原発建設の法的根拠は、この原子炉設置許可ですから、設置許可が無効となれば電源開発は大間原発の建設を中止しなくてはなりません。原告側の訴状は入念かつ周到であり、ひょっとすると函館市は勝つかも知れません。

さて申請を受けた規制委員会ですが、2014年12月31日現在、審査はおろか、規制庁の審査ヒアリングも一度も開催されていません。問題は、大間原発の審査以前に、現行規制基準のもとで、「フルMOX」を承認するかどうかだと思います。大間原発審査の前に、開店休業状態の「原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会」（合同審査会）の審査にまず委ねるのではないかと思います。

いずれにせよ、大間原発建設は、函館市民にとっても、私たち全体にとっても、電源開発自身にとっても、誰にとっても無謀な企てだと私は思います。



使用原子炉と 運転開始年月	ABWR	138.3万kW	建設中
------------------	------	----------	-----

※ABWRは改良型沸騰水型原子炉
燃料はすべてMOX混合燃料のプルサーマル炉になる予定

表19 函館市の訴状 33-34p 抜粋

5. 大間原発の設置許可は無効である

大間原発の設置許可申請において用いられた具体的審査基準である「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」並びにその補完指針である、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（以下「安全審査指針類」という。）は、深刻な災害を引き起こさないよう、過酷事故の発生や事故の拡大を「万が一にも」起こらないようにすることを目的としていた。

しかしながら、これらの安全審査指針類に基づいて設置許可されたはずの福島第一原発は、事故の発生を防ぐことができなかったであり、安全審査指針類の不合理性が明らかになったというべきである（その具体的内容は第6章で詳述する）。

そうすると、現在の科学技術水準に照らし、大間原発の設置許可の調査審議に用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、大間原発の設置を許可した経産大臣の判断がこれに依拠されたことが明らかであるから、経産大臣の判断に不合理な点があるものとして、大間原発の原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。そして、第6章で詳述するように、安全審査指針類の不備、欠陥は深刻であるところ、これによって大量の放射性物質が環境に放散されるような事態の発生を招きかねないものであるから、その違法は重大である。

ところで、行政処分が無効であるというためには、一般的には、その違法が「重大且つ明白」であることを要すると解されているが、原子炉設置許可処分に誤りがある場合、当該原子炉が過酷事故を起こして広範かつ深刻な被害を及ぼしかねないことに鑑みると、原子炉設置許可処分の無効の要件としては、違法の「重大性」だけで足りるというべきである。この解釈は、取消訴訟の出訴期間経過後の新たな科学的知見によって同処分の安全審査に過誤欠落があったことが判明したとして無効確認訴訟を提起する場合に、「明白性」を要件とすることが不当であることから支持されよう。（名古屋高裁金沢支部平成15年（2003年）1月27日判決・判例時報1818号3頁参照）

よって、大間原発の設置許可処分は無効である。

【参照資料】函館市 web サイト「訴状」
<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031100330/files/260403sojo.pdf>

重要棟直下に活断層の疑いがぬぐえない志賀原発

さて最後に北陸電力志賀原発 2 号機です。北陸電力が申請を出したのは、2014 年 8 月 12 日です。今まで 2 回しか審査会合が開かれていません。しかもいずれも「主要な論点」に関する議論で審査はストップといい状態です。それは、志賀原発敷地内重要棟直下の破砕帯が、活断層ではないかという疑いがあるからです。もし活断層と決まれば、その時点で審査に入らない、事実上の審査申請却下となります。

破砕帯が活断層かどうかは、「原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」で審議されていますが、2014 年 12 月 26 日に開かれた会合では、「有識者会合 第 3 回評価会合までの指摘事項（案）」が提出され、図 22 に見られるごとく 2 号機タービン建屋の直下を走っている S-6 破砕帯が、活断層ではない、という明確な証拠が示されていない、などの理由でまだ審査が

続いています。審査は当然、2015 年に入っても続きます。

前述のごとく、敷地内重要棟、特に今回申請の 2 号機直下の破砕帯が活断層ということになれば、北陸電力にとっては一大事です。

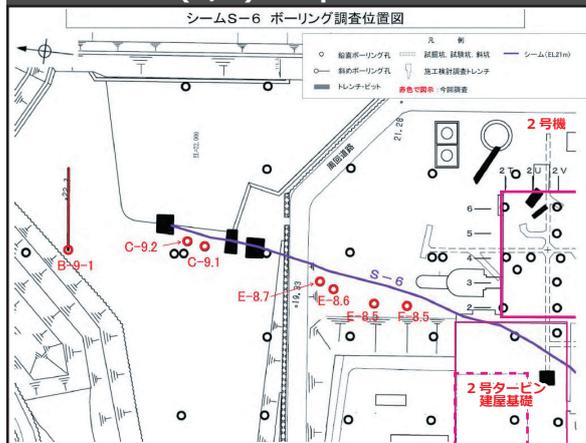
2 号炉は 2006 年 3 月に運転開始した改良型沸騰水型原子炉 (ABWR) の最新鋭機です。北陸電力は原発設備資産が 1930 億円と会社規模 (年間売上 5096 億円) に比較して、突出して大きいのが特徴です。(例えば売上 2 兆 8422 億円の中部電力の原発設備資産は 1969 億円) これは 2 号機が新しく減価償却が進んでいないためです。一方純資産は 3248 億円しかありません。(数字はいずれも 2014 年 3 月末現在)

北陸電力は石炭火力発電と水力発電に大きく依存し、バランスの取れた発電体制で、他電力会社に比べると低コスト発電を継続しており、志賀原発の稼働停止後も一度も料金値上げをせず、何とか事実上黒字を保ってきました。

しかし、志賀原発 2 号機が動かさない、廃炉となればこれを資産から除かなくてはなりません。1930 億円を純資産から減損すると、これは一挙に倒産企業並みの自己資本率となり致命的な経営問題に発展します。

原発に手を出さなければ、という感を深くします。

図 22 第 2 回志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 参考資料 (1/2) 12p



【参照資料】第 2 回志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 2014 年 7 月 11 日 参考資料「(2/22、23) 提示資料 (1/2)」https://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisyu/shika_hasaitai/data/0002_02-1.pdf



使用原子炉と	1 号機	BWR	54 万 kW	1993.07
運転開始年月	2 号機	ABWR	135.8 万 kW	2006.03

※BWR は沸騰水型原子炉 ABWR は改良型沸騰水型原子炉

本日のトピック

- 原発再稼働、クリアすべき難関は突破したのか？
- 繰り返しますが、30km 圏地元同意は再稼働の法的要件です
- 再稼働地元同意の法的仕組み
- 「広域避難計画」は誰も審査、許可・認可しない
- 旧立地自治体概念に基づく原子力安全協定
- 「30km 圏自治体同意権」より安全協定を重視する毎日新聞
- 再稼働のための 2 つの絶対条件がまだ満たされていない川内原発と高浜原発
- 原発再稼働、各原発申請・審査状況 - 原発各社の頑強な抵抗
- 北海道電力 - どう見ても本気とは見えない泊 1・2 号炉
- 関電大飯 3・4 号機再稼働を妨げるのは地元同意と「差止仮処分命令」
- 基準地震動 Ss-1 最大の懸案が片づいた四電伊方原発 3 号機
- 全体まとめに入る九州電力玄海原発 3・4 号機
- 柏崎刈羽原発の審査結果にお構いなく経営改善を進める東電
- 東通原発再稼働が絶望的な東北電力
- 中国電力の本命は未申請の島根 3 号機
- 巨大地震発生の懸念がある中部電力 4 号機
- もう企業の体裁をなしていない日本原子力発電 - 東海第二
- ほとんど無謀に近い電源開発 (J パワー) の大間原発
- 重要棟直下に活断層の疑いがぬぐえない志賀原発

現在日本は、福島第一原子力発電所事故による
「原子力緊急事態宣言」 下にあります
 (2011年3月11日19:03発令)